

福島医発第 2989 号 (地)

平成 25 年 3 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

労災診療共済事業の特定保険業移行について

(財) 労災保険情報センターの行う労災診療共済事業（以下「共済事業」という。）の補償費の支払いにつきましては、厚生労働大臣による特定保険業としての認可を得て、平成 25 年 4 月 1 日より労災診療補償保険として実施することとなった旨、日本医師会及び労災保険情報センターより別紙の通り通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) これに伴い、共済事業は「労災診療補償保険支援事業」に名称変更となりますが、これまでの共済事業と変わらず、労働基準監督署から労災保険に該当しない旨の不支給決定がなされた診療費について、労災診療費算定基準で算定した額と社会保険診療報酬点数表により算定した額との差額を補償する「労災診療補償保険」と長期運転資金貸付等のご契約者の互助のための「労災診療互助事業」とからなり、継続されるとの事です。
- 2) (財) 労災保険情報センターと既に契約している労災指定医療機関に対しては、直接、本件に関する書類等が労災保険情報センターより送付されております。

小郡三井医師会より

労災担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

平成 25 年 3 月 8 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 川 謙 二

労災診療共済事業の特定保険業移行について

(財) 労災保険情報センターの行う労災診療共済事業（以下「共済事業」という。）の補償費の支払いにつきましては、厚生労働大臣による特定保険業としての認可を得て、平成 25 年 4 月 1 日より労災診療補償保険として実施することとなりますので、下記の資料（1～5）を添えてご連絡申し上げます。

これに伴い、共済事業は「労災診療補償保険支援事業」に名称変更となりますが、これまでの共済事業と変わらず、労働基準監督署から労災保険に該当しない旨の不支給決定がなされた診療費について、労災診療費算定基準で算定した額と社会保険診療報酬点数表により算定した額との差額を補償する「労災診療補償保険」と、長期運転資金貸付等のご契約者の互助のための「労災診療互助事業」とからなり、継続されるものと聞いております。

つきましては、後日、労災保険情報センターより、都道府県医師会宛で周知依頼文書を送付予定でありますので、本件に関してご了解頂きますとともに、周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【添付資料】

1. 労災診療共済事業の特定保険業移行について
(平 25.3.1 (財) 労災保険情報センター 事務局長)
2. 労災診療共済事業の労災診療補償保険支援事業（特定保険業）移行のご案内
(平成 25.3.15 (財) 労災保険情報センター 理事長)
3. 労災診療補償保険支援事業規程
4. 労災診療補償保険普通保険約款
5. 労災診療補償保険重要事項説明書



平成25年3月1日

社団法人 日本医師会 御中

財団法人 労災保険情報センター
事務局長 菊入 関雄

労災診療共済事業の特定保険業移行について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当財団の業務運営につきましては、平素より格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当財団は平成24年11月、厚生労働大臣より特定保険業としての認可を得たことに伴い、労災診療共済契約医療機関に対しまして、下記の文書を送付いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、都道府県医師会様に対しましても、ご配慮いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

労災診療共済事業の労災診療補償保険支援事業（特定保険業）移行のご案内
労災診療補償保険支援事業規程
労災診療補償保険普通保険約款
労災診療補償保険重要事項説明書

平成25年3月15日

労災診療共済事業の労災診療補償保険支援事業(特定保険業)移行のご案内

財団法人労災保険情報センター
理事長 林 勝利

平素は、当財団の業務運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

1 労災診療共済事業から労災診療補償保険支援事業(特定保険業)に移行します。

保険業法の改正により、現在ご契約頂いている労災診療共済事業(以下「共済事業」といいます。)の補償費の支払いは、保険業法の適用を受けることとなりました。

このため、当財団では、今般、厚生労働省から改正法に基づく特定保険業の認可を受けると共に、平成25年4月1日から、共済事業は、労災診療補償保険支援事業(以下「支援事業」といいます。)として実施することとなりました。

2 支援事業の内容は現在の共済事業と同じです。

支援事業は、現在の共済事業と同じく、労働基準監督署長から労災保険に該当しない旨の不支給決定がなされた診療費について、労災診療費算定基準で算定した額と社会保険診療報酬点数表により算定した額との差額を補償する「労災診療補償保険」(以下「補償保険」といいます。)と、長期運転資金貸付等のご契約者の互助のための「労災診療互助事業」(以下「互助事業」といいます。)とからなっており、現在の内容と変更ございません。

補償保険の支払金額、ご請求の方法および互助事業の内容などについても、現在の内容と変更ありませんが、保険金の支払いは、必要書類が当財団に到着した日の翌日から原則30日以内にお支払いすることになります。

3 共済事業のご契約者は、そのまま支援事業に移行されます。

現在、共済契約を締結されているご契約者につきましては、ご異議なければ、平成25年4月1日より、同一の契約内容で支援事業に基づく契約に移行させていただきますので、個別の手続きは必要ございません。

また、支援事業のための費用も、現在の掛金と同じく、初回の労災診療についてのみ1,800円(保険料分1,439円、互助事業費用分361円)であり、払い込み方法も同じです。

○ お問い合わせ等

詳しくは、同封の労災診療補償保険支援事業規程、労災診療補償保険普通保険約款および労災診療補償保険重要事項説明書をご確認いただきますようお願い申し上げます。

ご希望により補償保険のみをご契約される場合を含め、同一の内容で支援事業

に移行されることをご希望されない場合、その他ご不明な点は下記までお問い合わせいただきますよう、お願い致します。

- 当財団は、平成25年4月1日から公益財団法人に移行する準備を進めております。公益財団法人移行後におきましても、引き続きよろしくご支援等お願い申し上げます。

お問い合わせ先

〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25

財団法人労災保険情報センター 援護共済部
(4月1日より労災医療部に変更となります。)

電話 03-5684-5516

Fax 03-5684-5521

e-mail info@rousai-ric.or.jp

添付書類

労災診療補償保険支援事業規程
労災診療補償保険普通保険約款
労災診療補償保険重要事項説明書

平成25年規程第1号

労災診療補償保険支援事業規程を次のとおり定める。

平成25年2月28日

労災診療補償保険支援事業規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人労災保険情報センター（以下「センター」という。）が行う労災診療補償保険支援事業（以下「支援事業」という。）について、その具体的な実施の方法を定め、当該事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 労災診療補償保険支援契約の締結等

(支援事業の対象者)

第2条 支援事業の対象者は、労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項に定める病院又は診療所（以下「指定病院等」という。）であつて、センターの理事長（以下「理事長」という。）と労災診療補償保険支援契約（以下「支援契約」という。）を締結した者（以下「契約者」という。）とする。

(支援事業の内容)

第3条 支援事業は、労災診療補償保険（以下「補償保険」という。）及び労災診療互助事業（以下「互助事業」という。）とする。

(契約の申込)

第4条 指定病院等が、支援契約の申込をしようとするときは、支援契約に係る申込書を、理事長に提出するものとする。

(契約の成立)

第5条 支援契約は、理事長がその申込を承諾したときに成立し、そのときから効力を生ずるものとする。

2 理事長は、支援契約の申込を承諾したときは、支援契約の申込をした指定病院等に、支援契約に係る承諾書により通知するものとする。

(契約の解除)

第6条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、支援契約を解除することができる。

(1) 契約者が、指定病院等の取消しを受けたとき

- (2) 契約者が、別に定める労災診療補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」という。）第7条から第9条に定める事由に該当したとき
- (3) 契約者が、本規程又は支援契約に違反したとき
- (4) その他、契約を継続することを期待し得ない事由があるとき
（解約）

第7条 契約者は、いつでも、将来に向かって支援契約を解約することができる。

2 契約者が、前項の解約をしようとするときは、支援契約に係る解除届を理事長に提出するものとする。

（契約の解除等の通知）

第8条 理事長は、前2条の規定により支援契約を解除又は解約する場合には、遅滞なく、契約者に対してその理由を記載した通知書をもって通知するものとする。

第3章 補償保険

（補償保険の実施等）

第9条 補償保険の実施に必要な事項は、すべて普通保険約款に定めるところによる。

第4章 互助事業

（互助事業の実施等）

第10条 センターは、互助事業として、次の事業を行う。

- (1) 長期運転資金貸付金貸付事業
- (2) 振興助成事業
- (3) 事業運営費補助事業
- (4) 普及等促進事業

2 前項の各々の事業の運営に必要な事項は、労災診療補償保険支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経ることとし、理事長はこれに基づいて別に定める。

第5章 費用

（費用）

第11条 センターは、支援事業に要する経費に充てるため、契約者から費用を

徴収する。

2 契約者は、支援契約が効力を生じた日の属する月の初日以降に請求する初診の労災診療費 1 件につき、1,800 円を納付しなければならない。

(費用の変更)

第 12 条 センターは、支援事業に要する経費に不足をきたすとき等は、費用の変更を行うことができるものとする。

(費用の内容)

第 13 条 互助事業に要する経費は、第 11 条第 2 項により徴収した費用から、補償保険の保険料相当額を控除したものを充てる。

(費用の納付の方法)

第 14 条 契約者は、次に定めるいずれかの方法により、費用を納付することとする。

(1) センターが指定する金融機関等の口座に振込む方法

(2) 契約者が、センターとの間に労災診療被災労働者援護契約を締結している場合にあっては、労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除又は請求書により金融機関等で振込む方法

(3) 前号の場合において、契約者が法令等により労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除が認められていない自治体立病院等の場合にあっては、請求書により金融機関等で振り込む方法

(4) 契約者がセンターに持参又はセンターが契約者から直接徴収する方法

2 センターが前項第 2 号の規定により費用を控除したときは、控除内訳を貸付金額の貸付内訳と併せて通知する。

(費用の返還)

第 15 条 支援契約の解除を行ったときは、費用を返還しないものとする。

第 6 章 運営委員会等

(運営委員会の設置及び権限)

第 16 条 センターに、運営委員会を置く。

2 センターは、支援事業の毎事業年度の事業計画及び事業報告並びに予算及び決算を作成し、運営委員会の議を経なければならない。

3 支援事業の業務のうち、前項のほか、次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。

(1) 支援事業の内容の決定、変更

(2) 重要な財産の処分又は重大な義務の負担

(3) 費用の決定及び変更

(4) 前各号に掲げるもののほか、支援事業の業務の運営に関し特に重要な事項

- 4 運営委員会は、前 2 項に規定するもののほか、理事長の諮問に応じて支援事業の業務に関する重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。
- 5 委員会の委員長は、運営委員会の審議結果について理事長又は業務執行理事に報告することとし、理事長又は業務執行理事は、定款第 31 条第 5 項に定める職務執行報告において、これを報告するものとする。

(運営委員会の組織)

第 17 条 運営委員会は、運営委員（以下「委員」という。）6 名以内をもって組織する。

- 2 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、運営委員会を総理する。

(委員)

第 18 条 委員は契約者を代表する者、有識者及びセンターの理事又は職員から各々 2 名以内を、理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営委員会の定足数等)

第 19 条 運営委員会は、契約者を代表する委員、有識者の中から委嘱された委員及びセンターを代表する委員のそれぞれ 1 名以上が出席しなければ運営委員会を開くことができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第 20 条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数、出席者数及び出席者名
 - (3) 議事の経過の概要及びその結果
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、委員長及びその運営委員会において選任された議事録署名人 1 名が署名しなければならない。

第 7 章 その他

(補償保険の選択等)

第 21 条 第 4 条により指定病院等が支援契約の申込みをしようとする場合、補償保険のみを選択することができる。

2 前項により、補償保険を選択したときは、すべて普通保険約款に定めるところによる。

3 第 1 項により、補償保険のみを選択したときは、第 11 条第 2 項に規定する費用にかかわらず、契約者は、支援契約が効力を生じた日の属する月の初日以降に請求する初診の労災診療費 1 件につき、補償保険の保険料相当額を納付しなければならない。

(通知義務)

第 22 条 契約者は、支援契約を締結した後に病院等の住所、名称及び代表者の氏名又は支援契約に係る申込書に記載した取引金融機関若しくは口座等を変更したときなど、契約の内容に変更があったときは、速やかに理事長に通知するものとする。

(本規程の改正)

第 23 条 この規程を改正するときは、理事長は、改正の効力が生じる日の少なくとも 2 週間前に、改正の内容及び理由を記載した通知書を、全契約者に対しその届け出た住所地に発しなければならないものとする。

2 前項の通知書が発せられなかった契約者に対しては、センターは、前項の規程の改正を主張できないものとする。

(委任)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、支援事業の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 25 年 月 日から施行する。

2 契約者とセンターとの間で、本規程の施行日以前に、財団法人労災保険情報センター労災診療共済規程(平成元年規程第 7 号)及び労災診療共済規程(自治体立病院用)(平成元年規程第 10 号)に基づき締結していた労災診療共済事業に係る契約については、本規程に基づく契約とみなすものとする。

労 災 診 療 補 償 保 険 普 通 保 険 約 款

第 1 編 総則

第 1 条 (目的)

第 2 条 (用語の定義)

第 2 編 包括契約

第 1 章 包括契約の締結等

第 3 条 (包括契約の申込みと成立)

第 4 条 (包括契約期間)

第 5 条 (保険証券)

第 2 章 包括契約の更新

第 6 条 (包括契約の更新)

第 3 章 包括契約の取消、無効および解除

第 7 条 (詐欺等による取消)

第 8 条 (不法取得目的による無効)

第 9 条 (重大事由による解除)

第 10 条 (包括契約の取消、無効および解除の通知)

第 4 章 解約および解約返戻金

第 11 条 (解約)

第 12 条 (解約返戻金)

第 5 章 包括契約の消滅

第 13 条 (包括契約の消滅)

第 14 条 (包括契約が終了した場合の未経過保険料等の返還)

第 6 章 契約者配当

第 15 条 (契約者配当金)

第 7 章 保険契約者の通知義務

第 16 条 (通知義務)

第 3 編 補償保険

第 1 章 補償保険の付保等

第 17 条 (補償保険の付保)

第 18 条 (対象となる労災診療)

第 19 条 (補償保険の保険期間)

第 20 条 (保険証券)

第 2 章 保険金支払事由

第 21 条 (保険金支払事由および保険金額)

- 第 22 条 (被保険者の範囲)
- 第 23 条 (免責事由)
- 第 24 条 (保険金の受取人)
- 第 3 章 保険料の払込
 - 第 25 条 (保険料の払込)
 - 第 26 条 (保険料の払込方法 (経路))
- 第 4 章 保険料の増額または保険金の減額
 - 第 27 条 (包括契約期間中の保険料の増額または保険金の減額)
- 第 5 章 保険金の請求および支払時期等
 - 第 28 条 (保険金の請求および支払時期等)
 - 第 29 条 (保険金請求権の譲渡の禁止)
 - 第 30 条 (不支給決定の取消による保険金の返還)
 - 第 31 条 (代位)
- 第 4 編 その他の事項
 - 第 32 条 (保険料または保険金の額の見直し)
 - 第 33 条 (時効)
 - 第 34 条 (管轄裁判所)

第1編 総 則

(目的)

第1条 労災診療補償保険（以下「補償保険」といいます。）は、労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項の病院または診療所（以下「指定病院等」といいます。）と公益財団法人労災保険情報センター（以下「当センター」といいます。）との間で、補償保険にかかる労災診療補償保険包括契約（以下「包括契約」といいます。）を締結し、指定病院等が行った個々の労災診療について、すべてに補償保険を付保することにより、指定病院等が労災診療として労働局に請求した診療費に対し、労働基準監督署長（以下「監督署長」といいます。）が労災保険に該当しない旨の不支給の決定をしたことにより生じた損害を補償するものです。

(用語の定義)

第2条 本労災診療補償保険普通保険約款（以下「本約款」といいます。）における用語の定義は、本約款に別に定められるもののほか、それぞれ次の各号のとおりとします。

- (1) 当センター 公益財団法人労災保険情報センターをいいます。
- (2) 指定病院等 労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項の病院または診療所をいいます。
- (3) 労災診療 労働者災害補償保険法第13条第1項または第22条に基づく請求により指定病院等で行った診療をいいます。
- (4) 初 診 被災労働者に対して行われた第1回目の労災診療をいいます。
- (5) 保険契約者 包括契約を締結した指定病院等をいいます。
- (6) 被保険者 補償保険により補償を受ける方で、第22条（被保険者の範囲）に定める方をいいます。
- (7) 包括契約 指定病院等と当センターとの間で補償保険に関する包括的な契約を締結することにより、補償保険を受けることができることを定める契約のことをいいます。
- (8) 補償保険 個々の労災診療に対して本約款の規定に従い保険金を支払うものをいいます。
- (9) 付 保 包括契約を締結している保険契約者が行った個々の労災診療について、指定病院等が労災診療として労働局に請求した診療費に対し、監督署長が労災保険に該当しない旨の不支給の決定をしたことにより生じた損害を補償の対象とすることをいいます。

第2編 包括契約

第1章 包括契約の締結等

(包括契約の申込みと成立)

第 3 条 指定病院等が、包括契約の申込みをしようとするときは、当センターに所定の包括契約申込書を提出します。

2 包括契約は、当センターが前項の申込みを承諾したときに成立し、そのときから効力を生じます。

(包括契約の期間)

第 4 条 包括契約の期間は、前条第 2 項の包括契約が成立した日の属する月の初日を始期日とし、期間の終期は定めません。

(保険証券)

第 5 条 当センターは、包括契約を締結した場合、保険契約者からの求めに応じ、遅滞なく、次の各号に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に交付します。

(1) 当センターの名称および住所

(2) 保険契約者である指定病院等の名称

(3) 保険契約者である指定病院等の番号、その他保険契約者を特定するために必要な事項

(4) 保険金受取人の氏名または保険金受取人を特定するために必要な事項

(5) 保険金の種類、支払う保険金の額および保険金額

(6) 保険金支払事由

(7) 包括契約の期間

(8) 保険料およびその払込方法

(9) 包括契約を締結した年月日

(10) 保険証券を作成した年月日

第 2 章 包括契約の更新

(包括契約の更新)

第 6 条 この包括契約に更新はありません。

第 3 章 包括契約の取消、無効および解除

(詐欺等による取消)

第 7 条 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺もしくは脅迫により包括契約を締結したときには、当センターは包括契約を取り消すことができます。この場合、第 25 条により既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第 8 条 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的で包括契約を締結した場合には包括契約を無効とし、第 25 条により既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(重大事由による解除)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当した場合、当センターは、将来に向かって包括契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金（他の保険契約の保険金等を含み、保険の種類および保険金の名称の如何を問いません。以下本条において同様とします。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺もしくは脅迫行為があった場合
- (3) その他包括契約を継続することを期待し得ない前 2 号と同等の事由がある場合

2 保険金支払事由が生じた後でも、当センターは前項の解除を行うことができます。この場合、当センターは保険金を支払いません。また、前項の解除に該当する事案が生じた時から、解除がされた時までの間に不支給決定がなされた第 18 条第 1 項に定める労災診療について、当センターが保険金を支払っていたときは、当センターは、支払った保険金の全額について、返還を請求することができます。

(包括契約の取消、無効および解除の通知)

第 10 条 第 7 条（詐欺等による取消）、第 8 条（不法取得目的による無効）または第 9 条（重大事由による解除）の場合、当センターは、保険契約者の住所にあてて送付する書面によって通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるかまたはその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合を除きます。

第 4 章 解約および解約返戻金

(解約)

第 11 条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって包括契約を解約することができます。

2 保険契約者が前項の解約をするときは、当センター所定の書類を当センターに提出することを要します。

3 第 1 項により包括契約が解約された場合には、第 19 条の規定にかかわらず、包括契約の解約日に個々の補償保険の保険期間も終了し、解約日以降に監督署長から労災保険に該当しない旨の不支給の決定がなされた労災診療に対しては、保険金を支払いません。

(解約返戻金)

第 12 条 包括契約を解約した場合、解約返戻金はありません。

第 5 章 包括契約の消滅

(包括契約の消滅)

第 13 条 この包括契約は、次の各号に該当する場合に消滅し、当該各号に定める日をもって消滅日とします。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 保険契約者が指定病院等の取消を受けたとき | 取消年月日 |
| (2) 当センターが包括契約を解除したとき | 解除通知の到達年月日 |
| (3) 保険契約者が包括契約を解約したとき | 解約年月日 |

2 前項により包括契約が消滅した場合には、第 19 条の規定にかかわらず、包括契約の消滅日に個々の補償保険の保険期間も終了し、消滅日以降に監督署長から労災保険に該当しない旨の不支給の決定がなされた労災診療に対しては、保険金を支払いません。

(包括契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還)

第 14 条 包括契約が消滅した場合、未経過保険料等の返還はありません。

第 6 章 契約者配当

(契約者配当金)

第 15 条 この包括契約に契約者配当金はありません。

第 7 章 保険契約者の通知義務

(通知義務)

第 16 条 保険契約者は、包括契約を締結した後に病院等の住所、名称および代表者の氏名または包括契約申込書に記載した取引金融機関もしくは口座等を変更したときなど、包括契約の内容に変更があったときは、速やかに当センターに通知するものとします。

第 3 編 補償保険

第 1 章 補償保険の付保等

(補償保険の付保)

第 17 条 当センターは、保険契約者が実施した次条に定めるすべての労災診療に対して全件補償保険を付保します。

(対象となる労災診療)

第 18 条 補償保険の対象となる労災診療は、保険契約者が第 4 条に定める包括契約の期間内に労働局に対して請求した労災診療であって、当センターに対して当該労災診療にかかる第 25 条第 2 項に定める保険料が払い込まれたものとします。

2 前項に定める労災診療のうち、監督署長から労災保険に該当する旨の支給または

労災保険に該当しない旨の不支給の決定がなされた後に行われたものについては、補償保険の対象にはなりません。

(補償保険の保険期間)

第 19 条 補償保険の保険期間は、補償対象となる労災診療の初診の日から、監督署長から労災保険に該当する旨の支給または労災保険に該当しない旨の不支給の決定があった日までの間とします。

(保険証券)

第 20 条 当センターは、補償保険に対しては、保険証券を交付しません。

第 2 章 保険金支払事由

(保険金支払事由および保険金額)

第 21 条 保険金支払事由および保険金額は下表のとおりとします。

号	保険金および給付金の種類	保険金支払事由	支払う保険金の額	保険金額
1	労災診療補償保険金	保険料が支払われ、被保険者が労働局へ請求した診療費であって、所轄の監督署長から不支給の決定がなされ、診療費の支払がされなくなったことにより、診療費の損害を被ったとき。 ① 不支給決定に伴い、被災労働者から提出された被保険者証（健康保険法施行規則第 53 条、国民健康保険法第 36 条第 3 項または船員保険法施行規則第 42 条に規定）により療養の給付にかかる手続を保険者に行い、被災労働者が本人負担分を被保険者に支払っている場合 ② 不支給決定に伴い、被災労働者から提出された被保険者証（健康保険法施行規則第 53 条、国民健康保険法第 36 条第 3 項または船員保険法施行規則第 42 条に規定）により療養の給付にかかる手続を保険者に行った場合もしくはやむを得ない事由により行	① 不支給となった診療費の請求額を、労災診療費算定基準により算定した額から、その診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額を差引いた金額 ② 不支給となった診療費の請求額を、労災診療費算定基準により算定した額から、その診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額と本人負担分未徴収額を合算した金額	上限を設定しない。

		えない場合であって、被災労働者が本人負担分を被保険者に支払わない場合	なお、本人負担分未徴収額は、当該被災労働者にかかる債権を当センターに譲渡した場合に限る。	
		③ 不支給決定に伴い、不支給となった労災診療費の診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額に相当する額を被保険者が受領している場合	③ 不支給となった診療費の請求額を労災診療費算定基準により算定した額から、その診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額を差引いた金額	

(被保険者の範囲)

第 22 条 補償保険の被保険者は次の各号に該当する方とします。

- (1) 第 25 条第 2 項に定める保険料を払い込んだ保険契約者
- (2) 前号の保険契約者により労災診療が行われ、当該被災労働者が転医することにより労災診療を行った他の保険契約者

(免責事由)

第 23 条 当センターは、次の各号に該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人による、保険金請求その他に関する不正の事実

(保険金の受取人)

第 24 条 保険金の受取人は、第 22 条に定める被保険者とします。

第 3 章 保険料の払込

(保険料の払込)

第 25 条 保険契約者は、包括契約の期間内に、労働局に対して請求した初診の労災診療について、保険料を払い込むものとします。ただし、当該労災診療が再発によるものである場合もしくは他の指定病院等からの転医による労災診療である場合は除きます。

2 前項の場合、保険契約者は初診の労災診療費請求 1 件につき所定の保険料を一括払いで当センターに払い込むものとします。

(保険料の払込方法 (経路))

第 26 条 保険契約者は、次の各号のいずれかの払込方法 (経路) により保険料を払い込むこととします。

- (1) 当センターが指定する金融機関等の口座に振込む方法

- (2) 保険契約者が、当センターとの間に労災診療被災労働者援護事業にかかる契約を締結している場合にあつては、労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除または請求書により金融機関等で振込む方法
- (3) 前号の場合において、保険契約者が法令等により労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除が認められていない自治体立病院等の場合にあつては、請求書により金融機関等で振込む方法
- (4) 保険契約者が当センターに持参または当センターが保険契約者から直接徴収する方法

第4章 保険料の増額または保険金の減額

(包括契約期間中の保険料の増額または保険金の減額)

- 第27条 当センターはその業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当センターの定めるところにより主務官庁の認可を得て保険料を増額し、または保険金を減額する変更を行うことがあります。
- 2 前項に定める契約条件の変更を行う場合、当センターは、契約条件の変更の内容につき、原則として主務官庁の認可を取得したのち、可及的速やかに保険契約者に通知します。

第5章 保険金の請求および支払時期等

(保険金の請求および支払時期等)

- 第28条 当センターは、別表1に定める保険金請求に関する完備書類が当センターに到着した日の翌日から起算して30日以内に、当センターが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。
- 2 労働局等に対する調査が必要な場合など、特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当センターは、前項に定める完備書類が当センターに到着した日の翌日から起算して90日以内に保険金を支払います。この場合において、当センターは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金受取人に対して通知するものとします。
- 3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。
- 4 当センターは、当センターの責に帰すべき事由により第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金を支払う場合には、その期日の翌日から年利5%の遅延利息を加えて、保険金を支払います。
- (保険金請求権の譲渡の禁止)

第 29 条 保険金の支払を受ける権利は、譲渡または担保に供することはできません。

(不支給決定の取消による保険金の返還)

第 30 条 保険金が支払われた後に審査請求等により不支給決定が取り消され診療費が支払われた場合、当センターは、支払った保険金の全額について、返還を請求します。

(代位)

第 31 条 当センターが第 21 条第 1 号②の保険金を支払った場合で、保険契約者より債権譲渡を受けた社会保険診療費本人負担分については、当センターは当該被災労働者に対して社会保険診療費本人負担分の支払請求を行うことができます。

第 4 編 その他の事項

(保険料または保険金の額の見直し)

第 32 条 当センターは、将来にわたって保険財務の健全性を維持することができるように、保険料または保険金額の妥当性につき検証を行います。

2 前項に定める検証の結果、当センターが保険料または保険金の見直しを行う場合には、当センターは、理事会決議を取得し、原則として主務官庁の認可を取得したのち、可及的速やかに保険契約者に通知します。

(時効)

第 33 条 保険金、保険料の返還およびその他補償保険に関する一切の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して、3 年間これを行わないときは、当該期間の経過をもって自動的に消滅します。

(管轄裁判所)

第 34 条 包括契約および補償保険における保険金の請求その他包括契約および補償保険に関する一切の訴訟については、当センターの主たる事務所の所在地または保険金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

(別表 1) 保険金等請求書類

保険金の種類	対象	請求に必要な書類
労災診療補償 保険金	第 21 条第 1 号①の 場合	労災診療補償保険金請求書
		労働局へ請求した労災診療費請求内訳書の 写 (以下「診療費請求内訳書の写」とい う。)
		社会保険診療報酬明細書の写
		当センターが別に定める書類 (必要に応じ)
	第 21 条第 1 号②の 場合	労災診療補償保険金請求書
		診療費請求内訳書の写
		社会保険診療報酬明細書の写
		社会保険診療費本人負担分債権譲渡書
		当センターが別に定める書類 (必要に応じ)
	第 21 条第 1 号③の 場合	労災診療補償保険金請求書
		診療費請求内訳書の写
		社会保険診療報酬明細書に準ずるものの写
		当センターが別に定める書類 (必要に応じ)

労災診療補償保険重要事項説明書

はじめに

この重要事項説明書は、「Ⅰ 用語のご説明」、「Ⅱ 契約概要」および「Ⅲ 注意喚起情報」からなっており、ご契約に際してお客様に特にご確認いただきたい事項をまとめたものです。ご契約前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

なお、この重要事項説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款をご確認ください。

また、ご不明な点につきましては、当センターまでお問い合わせください（電話番号等は最後に記載してあります。）。

Ⅰ 用語のご説明

用語のご説明は下表のとおりです。

用語のご説明	
包 括 契 約	指定病院等と当センターとの間で補償保険に関する包括的な契約を締結することにより、補償保険を受けることができる契約のことをいいます。
普通保険約款	労災診療補償保険普通保険約款をいいます。
補 償 保 険	個々の労災診療に対して普通保険約款の規定に従い保険金を支払うものをいいます。
指 定 病 院 等	労働者災害補償保険法施行規則第 11 条第 1 項の病院または診療所をいいます。
ご 契 約 者	包括契約を締結した指定病院等をいいます。契約の締結や保険料のお支払など、保険契約上の権利を有し、義務を負います。
被 保 険 者	補償保険により補償を受ける方で、普通保険約款第 22 条に定める方をいいます。
当 セ ン ター	公益財団法人労災保険情報センターをいいます。
労 災 診 療	労働者災害補償保険法第 13 条第 1 項または第 22 条に基づく請求により指定病院等で行った診療をいいます。
診 療 費	労災診療費をいいます。
初 診	被災労働者に対して行われた第 1 回目の労災診療をいいます。
付 保	ご契約者が労働局に請求した個々の労災診療費に対し、労働基準監督署長が労災保険に該当しない旨の不支給の決定をしたことにより生じた損害を補償保険の対象とすることをいいます。

Ⅱ 契約概要

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。

1 補償保険のしくみ

この保険は、ご契約者と当センターとの間で補償保険にかかる包括契約を締結し、包括契約の期間内にご契約者が労働局に請求した個々の労災診療に補償保険を付保することで、労働基準監督署長から不支給の決定がなされ、診療費の支払いがされなくなったことによる損害を補償するものです。

2 補償内容について

(1) 対象となる労災診療

ご契約者が包括契約の期間内に労働局に請求した労災診療であって、当センターに対して、当該診療の初診を行ったご契約者から、当該労災診療にかかる保険料が払い込まれたものが対象となります。

ただし、監督署長から労災保険に該当する旨の支給または不支給の決定がなされた後に行われた診療については、対象にはなりません。

(2) 保険金をお支払いする場合等

保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額は下表のとおりです。保険金額に上限はありません。

なお、いずれの場合も保険料をお支払いいただいていない場合は、保険金はお支払いしません。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
被保険者が労働局へ請求した診療費に対する不支給決定に伴い、健康保険、国民健康保険または船員保険に療養の給付の手続を行った場合で、被災労働者が本人負担分を被保険者に支払っている場合	不支給となった診療費の請求額を、労災診療費算定基準により算定した額から、その診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額を差引いた金額をお支払いします。
被保険者が労働局へ請求した診療費に対する不支給決定に伴い、健康保険、国民健康保険または船員保険に療養の給付の手続を行った場合もしくはやむを得な	不支給となった診療費の請求額を、労災診療費算定基準により算定した額から、その診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額を差

い事由により行えない場合で、被災労働者が本人負担分を被保険者に支払わない場合（注1）	引いた金額と本人負担分未徴収額を合算した金額をお支払いします。 なお、本人負担分未徴収額は、当該被災労働者にかかる債権を当センターに譲渡した場合（注2）に限ります。
被保険者が労働局へ請求した診療費に対する不支給決定に伴い、不支給となった労災診療費の診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額に相当する額を被保険者が受領している場合	不支給となった診療費の請求額を、労災診療費算定基準により算定した額から、その診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額を差引いた金額をお支払いします。

（注1） 被災労働者の所在不明あるいは被災労働者等に対し再三の督促を行ったにもかかわらず本人負担分を徴収できない場合等をいいます。。

（注2）（注1）により債権譲渡を行うにあたっては、督促に係る内容証明郵便の添付、督促の相手方、連絡の方法・日時・回数等、詳細な追跡の事跡を求める場合がありますのでご注意ください。

3 保険期間

包括契約が成立した日の属する月の初日を始期日とし、期間の終期は定めません。

4 保険料と払込方法

（1） 包括契約の期間内に労働局に請求した初診の労災診療（被災労働者に対して行われた第1回目の労災診療）について、所定の保険料を一括払いでお支払いいただきます。（他の指定病院等からの転医による労災診療の場合は保険料のお支払いは不要です。）

（2） 保険料のお支払方法は下記のいずれかです。

① 当センターが指定する金融機関等の口座に振込む方法

② 当センターとの間に労災診療被災労働者援護契約を締結しているご契約者の場合は、労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除または請求書により金融機関等で振込む方法（法令等により労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除が認められていない自治体立病院等の場合は、請求書により金融機関等で振込んでいただきます。）

③ 当センターに持参または当センターがご契約者から直接徴収する方法

なお、包括契約の期間内に労働局に請求した初診の労災診療であって、保険料

が未徴収の場合は、保険契約の解約後であっても上記①又は③の方法により、保険料をお支払い頂きますので、ご承知おきください。

5 満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

Ⅲ 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。

1 クーリングオフ

この保険はクーリングオフの対象外となっております。ご契約内容をお確かめのうえお申込みください。

2 告知事項（ご契約時にお申し出いただく事項）

ご契約者には申込書の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。

3 通知事項（ご契約後にご連絡いただく事項）

次の場合には遅滞なく当センターにご連絡ください。

- (1) ご契約者の住所、名称および代表者の氏名または契約申込書に記載した取引金融機関もしくは口座等を変更したときなど、ご契約の内容に変更があった場合。
- (2) 労働局から労災指定医療機関の取り消しを受けた場合。

4 重大事由による解除

ご契約者が、保険金を支払わせることを目的として事故招致したり、詐欺を行った場合など普通保険約款に定める場合については、ご契約を解除し、保険金をお支払いしません。

5 取消、無効について

- (1) 詐欺もしくは脅迫により包括契約を締結したときには、ご契約を取り消します。

(2) 保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的で契約を締結した場合には、ご契約は無効となります。

なお、上記(1)(2)に該当した場合は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

6 保険金をお支払いしない主な場合

- ・次に掲げる場合は保険金をお支払いしません。
 - 診療費の重複請求等による不支給
 - 再発による不支給
 - 公務災害(国家、地方)により不支給となった場合
 - ご契約者から診療費が取り下げられた場合
 - 不支給決定に伴い自賠責保険、自費等により健保相当額を超えて受領した場合
- ・同一の災害について治癒後の請求のために不支給となったもののうち、最も古い不支給決定年月日以降に行われた診療によるものについては、補償保険の対象とはなりません。

付帯サービス

当センターと包括契約を締結していない労災指定医療機関において、初診の労災診療(第1回目の労災診療)が行われた被災労働者の転医により労災診療を行ったご契約者が、保険期間内に労働局に請求した労災診療については、付帯サービスとして保険金に相当する額をお支払いします。

7 解約および解約返戻金

ご契約を解約される場合には、当センターまでご連絡ください。

なお、この保険には解約返戻金はありません。また、既に払い込まれた保険料は返還しません。

(注) ご契約が解約された場合には、包括契約の解約日に個々の補償保険の保険期間も終了し、解約日以降に不支給が決定された労災診療に対しては、保険金をお支払いしません。

8 労働基準監督署長から不支給が決定された場合の請求のお手続き

労働基準監督署長から不支給が決定された場合は、当センターにご連絡ください。保険金のご請求にあたっては、当センターが送付する労災診療補償保険金請求書の各項目に必要な事項を記入のうえ、普通保険約款に定める保険金請求に必要な書類を添付し、当センターまでご提出ください。請求書に記入するご契約者の住所、病院又は診療所名、代表者の氏名及び電話番号は、当センターにお届け頂いているものとなります。

すので、ご注意ください。

保険金は、請求に関する完備書類が当センターに到着した日の翌日から起算して 30 日以内に、お支払いします。

ただし、労働局等に対する調査が必要な場合など、特別な照会または調査が必要な場合には、完備書類が当センターに到着した日の翌日から起算して 90 日以内となります。。

なお、保険金請求権には、時効（3 年）がありますのでご注意ください。

9 保険料の払込猶予期間

保険料の払込猶予期間はありませんのでご注意ください。

労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除による方法で保険料をお支払いいただいている場合は「診療費請求に係る労災診療援護貸付金額内訳書」に記載されている保険料の控除内容をご確認ください。（ご契約者が法令等により労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除が認められていない自治体立病院等の場合は、「診療費請求に係る労災診療援護貸付金額内訳書兼保険料等納付額内訳書」に記載されている保険料の納付内訳をご確認ください。）

ご契約者のレセプトの記載誤りにより、保険料が控除されなかった場合は、ご契約者からの連絡を受けた後に納入通知書によりお支払いいただくことになりますので、速やかに当センターまでご連絡ください。

10 保険料の返還

労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除による方法で保険料をお支払いいただいている場合で、ご契約者のレセプトの記載誤りにより、初診（第 1 回目の労災診療）以外の労災診療より保険料が控除された場合は、ご契約者からの保険料返還請求書により保険料を返還しますので、速やかに当センターまでご連絡ください。

なお、保険料返還請求権には、時効（3 年）がありますのでご注意ください。

11 不支給決定の取消による保険金の返還

保険金が支払われた後に被災労働者の審査請求等により不支給決定が取り消され、診療費が支払われた場合は補償保険の対象にはなりませんので、当センターまでご連絡ください。

12 保険契約者保護機構について

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。また、当センターに対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用もありません。

なお、当センターはその業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、主務官庁の認可を得て、保険料を増額し、または保険金を減額する変更を行うことがあります。この場合、契約条件の変更の内容につき、可及的速やかにご契約者にご連絡いたします。

お問い合わせ先

保険の内容に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

公益財団法人 労災保険情報センター 労災医療部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25

電話番号 03-5684-5516

受付時間 月～金 午前9:00～午後5:00

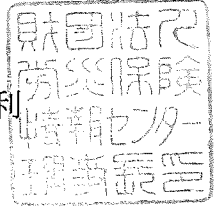
(土日、祝日、年末年始を除きます)



労保情発第 8号
平成25年3月13日

都道府県医師会長 様

財団法人 労災保険情報センター
理事長 林 勝利



労災診療共済事業の特定保険業移行のご案内について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当財団の事業運営につきましては、平素より格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当財団において行っております労災診療共済事業（以下「共済事業」といいます。）の補償費の支払いにつきましては、厚生労働大臣による特定保険業としての認可を得て、平成25年4月1日より労災診療補償保険（以下「補償保険」といいます。）として実施することを予定しております。

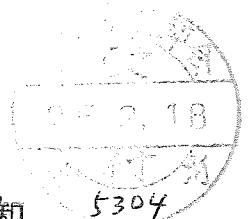
これに伴い、共済事業は、労災診療補償保険支援事業に名称を変更しますが、補償保険及び従来から併せて実施しております互助事業の内容に、基本的な変更はございません。

以上の内容につきましては、既に平成25年3月8日付（保230）「労災診療共済事業の特定保険業移行について」により、ご連絡いただいていることと存じますが、当財団と既に契約されている労災指定医療機関様に対しましては、3月15日付で下記文書を送付することとしております。

つきましては、貴医師会に対しましても、下記文書を予めご送付致しますので、ご了知頂きますとともに、周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

労災診療共済事業の労災診療補償保険支援事業（特定保険業）移行のご案内
労災診療補償保険支援事業規程
労災診療補償保険普通保険約款
労災診療補償保険重要事項説明書



各医師会通知

5304

平成 25 年 3 月 15 日

労災診療共済事業の労災診療補償保険支援事業(特定保険業)移行のご案内

財団法人労災保険情報センター
理事長 林 勝利

平素は、当財団の業務運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

1 労災診療共済事業から労災診療補償保険支援事業(特定保険業)に移行します。

保険業法の改正により、現在ご契約頂いている労災診療共済事業(以下「共済事業」といいます。)の補償費の支払いは、保険業法の適用を受けることとなりました。

このため、当財団では、今般、厚生労働省から改正法に基づく特定保険業の認可を受けると共に、平成 25 年 4 月 1 日から、共済事業は、労災診療補償保険支援事業(以下「支援事業」といいます。)として実施することを予定しております。

2 支援事業の内容は現在の共済事業と同じです。

支援事業は、現在の共済事業と同じく、労働基準監督署長から労災保険に該当しない旨の不支給決定がなされた診療費について、労災診療費算定基準で算定した額と社会保険診療報酬点数表により算定した額との差額を補償する「労災診療補償保険(以下「補償保険」といいます。)」と、長期運転資金貸付等のご契約者の互助のための「労災診療互助事業(以下「互助事業」といいます。)」とからなっており、現在の内容と変更ございません。

補償保険の支払金額、ご請求の方法および互助事業の内容などについても、現在の内容と変更ありませんが、保険金の支払いは、必要書類が当財団に到着した日の翌日から原則 30 日以内にお支払いすることになります。

3 共済事業のご契約者は、そのまま支援事業に移行されます。

現在、共済契約を締結されているご契約者につきましては、ご異議なければ、平成 25 年 4 月 1 日より、同一の契約内容で支援事業に基づく契約に移行させていただきますので、個別の手続きは必要ございません。

また、支援事業のための費用も、現在の掛金と同じく、初回の労災診療についてのみ 1,800 円(保険料分 1,439 円、互助事業費用分 361 円)であり、払い込み方法も同じです。

○ お問い合わせ等

詳しくは、同封の労災診療補償保険支援事業規程、労災診療補償保険普通保険約款および労災診療補償保険重要事項説明書をご確認いただきますようお願い申し上げます。

ご希望により補償保険のみをご契約される場合を含め、同一の内容で支援事業

に移行されることをご希望されない場合、その他ご不明な点は下記までお問い合わせさせていただきますよう、お願い致します。

- 当財団は、平成 25 年 4 月 1 日から公益財団法人に移行する準備を進めております。公益財団法人移行後におきましても、引き続きよろしくご支援等お願い申し上げます。

なお、4 月 1 日に移行できなかった場合は、公益財団法人としての認定を受けるまでの間、現在の共済事業をそのまま継続して行うこととなりますが、この場合であっても、ご契約者におかれては、特段の手続き等は必要ございません。

お問い合わせ先

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25

財団法人労災保険情報センター 援護共済部

(4月1日からは労災医療部に変更となります。)

電話 03-5684-5516

Fax 03-5684-5521

e-mail info@rousai-ric.or.jp

添付書類

労災診療補償保険支援事業規程

労災診療補償保険普通保険約款

労災診療補償保険重要事項説明書